

仕 様 書

1 業務名

札幌市生涯学習総合センターエレベーター設備保全業務

2 作業場所

札幌市生涯学習総合センター（札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10）

3 業務概要

札幌市生涯学習総合センター内に設置されたエレベーターについて、部品交換等による整備及びこれに伴う監視盤の改造を行い、部品交換後においても正常に作動するよう調整を行う。

4 対象機器

番号	メーカー	用途	機種
4号機	オーチス	乗用	P-15-C0.90

※ 設置個所については別添図面のとおりに

5 業務内容

(1) エレベーター4号機の部品交換等

ア 品質管理

「6 更新部品等」で示す部品を用意し、その品質が適正か十分に確認すること。

イ 交換整備

「6 更新部品等」で示す部品を作業現場に搬入し、既存の部品を取り外し、用意した部品の取り付けを行うこと。「6 更新部品等」で示すもののほか、不足の部品交換が生じた場合の費用は本件に含めないこととする。ただし、油脂類及び軽微な部品（パッキン等）は本件の費用に含めること。

(2) エレベーター監視盤の改造

上記(1)に伴い、エレベーター監視盤の設計、板金、塗装、組立、各管制運転表示類の入替を行う。

(3) 調整・設定、試運転等

部品取り付け及び監視盤の改造実施後、機器が正常に作動するよう運転調整を行うこと。また、必要に応じてその他の調整、設定等を行い、すべての作業終了後に、機器が正常に作動することを再度確認すること。

6 更新部品等

(1) 制御リニューアル関係

No.	項目	メーカー	型番・規格	数量
1	マイコン型VVVF制御盤	サミル	SICON4000	1式
2	主ロープ及びガバナロープ	東京製綱	φ12.5mm E種	1式
3	調速機	MCI	φ305mm 90m	1式
4	かご内操作盤（ステンレス・液晶表示）	通達電機	InLCD071	1面
5	かご内副操作盤（車椅子仕様）	通達電機	InLCD071	1式
6	各階乗場操作盤（デジタル表示）	通達電機	DOY-107B	6箇所
7	かご上ジャンクションボックス	サミル	car-top-box	1式
8	ドアモーター	ニッセイ	H2L22L80W	1式
9	ドアコントローラー	デルタ	VFD001DD11S	1式
10	インターホン（親機・子機・電源装置）	NIC	EZ05MV3	1式
11	塔内リミットスイッチ&ブラケット	song-e	DI-101	6組
12	制御ケーブル（かご周り配線含む）	サミル	cop-cable	1式
13	インダクター（着床センサー、BOX、配線含む）	サミル	BUP30	1式
14	着床センサープレート&ブラケット	アンビル	鋼材制作	6箇所
15	ピットスイッチ	浜田電機	FB1W-XW1E	1式
16	機械室内床防塵対策塗装	アトムハウス	グリーン色	1式

(2) 安全対策関係

No.	項目	メーカー	型番・規格	数量
1	地震時管制運転装置（S波センサー付き）	内外ゴム	120gal	1式
2	地震時管制運転装置（P波センサー付き）	内外ゴム	5.10gal	1式
3	停電時自動着床装置	サミル	JSA-200-3-0	1式
4	マルチビームドアセンサー	TOYO	ESE-2000	1式

(3) 意匠部改修関係

No.	項目	メーカー	型番・規格	数量
1	かご内照明器具（LED化）	アイリスオオヤマ	FCL30w型	9本

7 見積もりについて

部品費用、作業費、運搬費等のほか、報告書等の作成に係る一切の経費について、見積金額に含めること。

8 履行期限

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

※ 作業にあたっては、市民の施設利用に影響を及ぼすことから、作業日程について、委託者と十分に調整を行うこと。

また、履行期限にかかわらず、部品納入後は速やかに整備に着手すること。

9 提出物

(1) 作業着手前

ア 作業計画書（業務責任者、業務責任者の資格免許証（※）の写し、職員証等の雇用関係を確認できる書類の写し、業務日程表、緊急連絡体制表）

※ 「昇降機・遊戯施設検査員登載証」などエレベーターの検査・報告を行う資格を有していることを証するもの

イ 建設業許可の取得を確認できるもの（通知の写し等）

(2) 作業完了後

作業完了後、次の書類を速やかに提出すること。

ア 完了届

イ 作業報告書及び作業記録写真

ウ その他委託者が指示するもの

10 その他

(1) 受託者は、作業にあたって必要な事項については委託者、施設管理者と十分な打合せを行うこと。また、作業にあたっては、関係法令を遵守し、施設利用者及び施設の管理運営に支障をきたすことのないよう万全を期すこと。

(2) 受託者は、受託者が処分すべきものについて、関係法令に則り、適正に処理すること。

(3) 作業の際は、必要に応じ養生を行い、作業終了後は原状復帰を行うこと。作業に伴い建物、備品に破損が生じた場合は速やかに委託者及び施設管理者に報告すること。

(4) 受託者は、事前に作業場所を確認し、作業手順等を確認した後に部品発注を行うこと。

(5) 作業に必要な機器、工具、軽微な消耗品類は受託者負担とする。

(6) 作業に必要な技術、資格等を持つ人員を配置すること。

(7) 作業場所において、事故等が発生した場合は、速やかに施設管理者に報告すること。また、受託者の不注意により発生した事故及び故障等については、全て受託者が責任を負うこと。

(8) 受託者は、作業を行う者に名札等の身分証明を携帯させること。

(9) 本業務で知り得た館内の情報については、みだりに口外することのないよう留意

すること。

- (10) 原則として、塗料等を使用する場合、揮発性有機化合物 6 物質（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン）が含まれていないものを使用すること。やむを得ず使用する場合には、環境省が定める指針値以内であることが確認できていること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

11 担当課

札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 4 F

札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課

担当：渡辺 電話：011-211-3871

メール：manabi-keiyaku@city.sapporo.jp